

## 自動車税納税通知書用封筒広告掲載契約書

愛媛県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、自動車税納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

### （趣旨）

第1条 乙は、別紙「自動車税納税通知書用封筒広告掲載要領」及び「令和8年度自動車税納税通知書用封筒広告掲載仕様書」に基づき、甲が令和8年5月に発行する封筒に広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

### （品名及び契約金額等）

第2条 契約金額、契約期間等は、次のとおりとする。

#### （1）契約金額

金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額 ○○円）

#### （2）契約期間

令和8年4月1日から令和8年5月31日までとする。

#### （3）契約保証金

免除とする。

### （契約金の納付方法）

第3条 乙は、契約金の納付について、封筒に掲載した広告の代金として、第2条（1）に定める金額を、令和8年5月31日までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、前項で規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときはこの限りではない。

### （協議による契約の解除）

第4条 甲は、必要があるときは、乙との協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

### （甲の解除権）

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

（2）履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

### （損害賠償）

第6条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

### （権利、義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

### （下請けの禁止）

第8条 本契約に係る下請けは認めない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(契約の費用等)

第9条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(危険負担)

第11条 契約締結後、発送日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない理由により発生した損害については、一切乙の負担とする。

(定めのない事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和8年4月1日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県  
知事 中村時広

乙